

甲府市農業委員会 7月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年7月29日（金曜日）午後2時00分から午後2時40分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 渡邊 初男	2 番 小松 芳彦	3 番 菊島 建	4 番 池田 哲郎
5 番 落合 洋子	6 番 關野 登	7 番 田中 由美	8 番 後藤 良仁
9 番 土屋 三千雄	10 番 越石 和昭	11 番 小澤 博	12 番 山村 忠弘
13 番 雨宮 洋文	14 番 末木 瑞夫	15 番 矢崎 正勝	

4. 欠席委員（1名）

【農業委員】

16 番 塚田 泰英

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 青木 進
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和4年8月告示分農用地利用集積計画の承認について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和 4 年 7 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 18 名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 7 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、7 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、14 番の末木瑞夫委員と、16 番の塚田 泰英委員が本日欠席のため、1 番の渡邊 初男委員のお 2 人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第 3 条許可申請は有償移転が 1 件、ございまして、譲受人は第 3 条の資格要件を全て満たしております。

議案書 1 ページの 1 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

譲受人は、〇〇を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことでした。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしまいたします。

つぎに、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 4 条許可申請は 3 件でございます。

議案書 2 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条No.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

申請人は申請地に、〇〇する事業計画です。〇〇の内容につきましては、〇〇に転用したいとのこととです。

議案書 2 ページの 2 番、地図は 2 ページの 4 条No.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

申請人の〇〇から〇〇への〇〇として〇〇し転用したいとのこととです。

実はこの〇〇につきましては、昭和〇〇年〇〇月〇〇日に農地法の許可を得て〇〇をしておりますが、その時に申請地の〇〇についても許可をとっていると思われたけれども、〇〇をしていないということがございまして、今回そのような経過から〇〇による申請となります。

議案書 3 ページの 4 番、地図は 3 ページの 4 条No.4 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地の農用地区域内農地の不許可の例外と判断しました。

申請者は土地の有効活用を図るため、申請地に〇〇を植える計画であり、申請地を一時転用により〇〇を設置し、〇〇の計〇〇㎡の転用となります。転用後は、〇〇を設置し、一時転用期間は許可日から〇〇年間となり、その後は耕作状況を判断し一時転用の再申請を審議してまいります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

私から、4番は何〇〇を計画しているんですか。

○事務局（青木係長）

全部で〇〇となっております。

○議長（西名会長）

はい、ありがとうございました。他にないようですので採決してよろしいですか。

○各委員

はい。

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号 農地法第4条による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第2号については、決定します。

このなかで、1000㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は1000㎡未満ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の5条許可申請は、所有権移転が3件となります。

議案書3番、地図は4ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

譲受人は〇〇で〇〇を経営していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇の〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書5ページの4番、地図は5ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇になったため、申請地を取得して転用し、〇〇したいとのことです。

続きまして、議案書5ページの5番、地図は6ページの5条No.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は、申請地〇〇側の〇〇で〇〇を経営しており、〇〇が不足し、土地選定していたところ、〇〇の申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。この土地は、昭和〇〇年の〇〇月に農地転用の許可済みでございますが、〇〇を怠っており、また当時の〇〇がないということで、今回〇〇による申請となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。私から3番の〇〇の案件ですけれども、〇〇の〇〇さんは、つい最近〇〇のを〇〇で見ました。事務局で確認をお願いします。

○事務局（青木係長）

申請人が〇〇ということは、確認はとれていないんですけれども、締め切りが7月8日になっており、その前にきちっと連絡し、申請が出されております。ただ、今後許可書を出すにあたりましては、〇〇に確認し、県と相談しながら対応したいと思いません。

○議長（西名会長）

はい、お願いします。

他にはどうでしょうか。採決してよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定してまいります。この議案のうち、1000 m²以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は 1000 m²未満ですので許可書を交付してまいります。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 6 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

7 ページからは令和 4 年 6 月 20 日から令和 4 年 7 月 19 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号 令和 4 年 8 月告示分 農用地利用集積計画について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定 2 件、再設定 3 件、計 5 件の申し出がありました。

議案書 17 ページの表は、新規設定です。

山城地区からの申し出があり、合計面積は 3,925 m²です。

中段の表は、令和 4 年度の目標面積 113,400 m²に対し、設定面積は 50,634 m²、達成率は 45%です。

続いて 18 ページの表は、再設定です。

甲運・山城・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 4,454.22 m²です。

中段の表、令和 4 年度の目標面積 280,700 m²に対し、設定面積は 35,742 m²、達成率は 13%です。

19 ページ 1 番から 2 番は新規設定です。

20 ページ 3 番は再設定です。

20 ページ 4 番から 21 ページ 5 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。

19 ページ 1 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、〇〇に勤めていましたが、〇〇後、就農することになりました。当該農地では、〇〇を栽培し、〇〇に出荷予定です。農業用機械は〇〇のものを使用するとのこと。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

以上となります。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

所有権移転や新規就農者などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

利用権設定の 1 番の案件について、山城地区の越石委員から補足説明をお願いします。

○山城地区委員（越石委員）

はい、今の事務局の説明の通りです。〇〇勤務で〇〇後、〇〇年〇〇の農家でお手伝いしながら研修をしていたそうです。その〇〇を借りて農業をするということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より補足説明が終わりました。こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、7月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後2時40分 閉会